

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う介護給付、共同生活援助及び地域相談支援給付の支給決定に係る本市の対応について（事業所向け案内）

1. 重度訪問介護

（1）入院中の利用

ウェルネットなごやの掲載情報（平成 30 年 3 月 29 日付新着記事参照）に周知した内容の通り（変更点はなし）

なお、これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合については、対象外となる。

今回の改定は、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものであるため。

（2）熟練ヘルパーによる 2 人介護による同行支援

①算定要件

ア 障害支援区分 6 の者

イ 当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合

利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパー（以下「新任従業者」という。）であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練したヘルパー（以下「熟練従業者」という。）が同行してサービス提供を行う必要があることを要する。

新任従業者：利用者への支援が 1 年以上となることが見込まれる者で、採用からおよそ 6 ヶ月を経過した従業者は除く

熟練従業者：当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者

ウ 人数要件

原則として、1 人の利用者につき、年間で 3 人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3 人を超えて算定できることとする。

②熟練ヘルパーの同行の必要性の判断方法

事業者に下記の内容を記載した「重度訪問介護における同行支援計画書（仮称）」の提出を受け、記載内容を確認したうえで必要性を判断する。

【事業者が提出する書類の記載事項】

ア 新任従業者の事業者での採用開始日

- ・採用から6か月経過していないこと

イ 新任従業者が当該利用者を担当する期間

- ・利用者への支援が1年以上見込まれる者であることが記載されていること

ウ 同行するヘルパーが熟練従業者であること。

- ・当該利用者の担当開始日

- ・申請時点直近3か月の熟練従業者が当該利用者に支援を行った時間数

エ 熟練従業者の同行がない場合に、適切な支援が十分に受けられない理由

オ 同行支援の内容

- ・同行してサービス提供を行う具体的な内容

- ・当該支援を行う期間、1回当たりの時間など、支給量の判断を行うことができる情報

カ 利用者本人の同意署名

※記載書類の様式は、現在作成中であるため、当面の間は、事業者の任意の様式に記載して提出することとする。

③支給量

区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間以内とする。

上記②で同行支援が必要と判断する時間について、支給量に上乗せして決定する。

④支給期間

③の支給量については、同行支援を行う期間を定めて決定を行う。

⑤受給者証への記載

障害福祉サービス受給者証に「同行支援可（○人、○○時間○○分）」と記載される。

【記載内容】

項目	内容
○人	新任従業者の人数（通常は1人を想定）
○○時間○○分	同行支援の計画から必要と判断する時間 同行支援の月をまたぐ場合でも、通算時間で記載 新任従業者ごとに120時間以内とする

2. 同行援護

(1) 基本報酬について

①概要

同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。

ただし、区分3及び区分4以上のものには、それぞれ加算が算定可能になる。

②障害支援区分との関係

障害支援区分の認定については、現行の取り扱いと同様とし、障害支援区分認定を希望しない特段の申出がない限り、障害支援区分認定を行う。

③受給者証の表記

基本報酬を一本化し、「同行援護基本」の決定を行う。

④平成 29 年度末までに決定済みの対象者について

平成 30 年 3 月 31 日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続きに係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できる取扱いとすることとされた。

このため、支給決定が既になされている方については次回更新時まで現在の支給決定のまま変更はしない取扱いとする（平成 30 年 4 月 1 日から有効のものを含む）。

なお、利用者の意向により、支給決定の有効期間中に、支給変更決定等を行うことも可能であるため、利用者から変更申請の希望があれば区役所等への申請を案内する。

(2) 障害支援区分別の加算について

①概要

区分 3 及び区分 4 以上の者には、それぞれ加算が算定可能になる。

②障害児の取り扱い

障害児については、「これに相当する支援の度合」の者について障害者と同様の加算が算定できる。

【障害児の区分および受給者証への記載】

障害児調査項目 短期入所の単価区分	同行援護における 障害支援区分の度合	受給者証への記載
区分 2	障害支援区分 3	「障害児区分 3 該当者加算」
区分 3	障害支援区分 4	「障害児区分 4 以上該当者加算」

③平成 29 年度末までに決定済みの対象者について

(1) ④と同様、支給決定が既になされている方については次回更新時まで現在の支給決定のまま変更はしない取扱いとする（平成 30 年 4 月 1 日から有効のものを含む）。

なお、利用者の意向により、支給決定の有効期間中に、支給変更決定等を行うことも可能であるため、利用者から変更申請の希望があれば区役所等への申請を案内する。

(3) 盲ろう者該当加算

①要件

同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害 6 級に相当する障害を有する者

②確認方法

申請時に申告を受けた場合に、身体障害者手帳において、聴覚障害 6 級以上に該当していることを確認する。

③受給者証への記載

通常の決定コードにかえて、「同行援護基本（盲ろう者）」の記載がされる。

④平成 29 年度末までに決定済みの対象者について

利用者からの申請がある場合には、要件を確認して支給決定を行う。

3. 生活介護

(1) 重度障害者支援加算の創設

①対象者要件

障害支援区分の認定調査の結果に基づき、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が別で厚生労働大臣の定める基準に基づき算出した合計点数が24点中10点以上の者

②支給決定

対応方法は下記の通りとする。

ア 事業所から提出される「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に基づき、平成30年4月から当該加算を算定予定の事業所を障害者支援課で確認し、当該事業所を利用している利用者の情報（当該事業所の請求実績がある者）を各区役所等へ情報提供する。

イ 情報提供を受けた区が利用者の認定調査の情報を確認し、重度障害者支援加算の対象者である場合は、受給者証の修正を行い、受給者証を再発行（若しくは補記）する。

ウ 受給者証を利用者へ交付する。

※上記対象者以外の支給決定者については、次回の更新時（利用者負担の更新も含む）に受給者証への表記を行う。

③受給者証への記載

「生活介護加算重度障害者支援」

4. 短期入所（支給量の判断方法）

(1) 長期（連続）利用日数の上限設定

長期（連続）利用日数については、30日を限度とすること。

ただし、平成30年3月31日以前から30日を超えて支給決定を行っている利用者については、平成31年3月末までの間、1年間に通算して30日を超えて支給決定をすることができるが、有効期間の終期は、平成31年3月31日とする。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能。

(2) 年間利用日数の適正化にかかる本市の整理

支給量の判断方法および原則の日数を超える決定をする際に設定しているモニタリング期間、支給決定期間等について、今後整理、検討を行う。

5. 共同生活援助

(1) 日中サービス支援型

①概要

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。

②支給決定

原則、通常と同様の支給決定を行う。

また、共同生活援助を行う住居のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助については、常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助のサービスが提供されるものであるが、当該利用者であっても、本人の意向等を勘案した上で日中活動に係る障害福祉サービスを併せて支給決定することも可能。

【従前のGHの決定との違い】

同じ取り扱い	異なる取り扱い
<ul style="list-style-type: none">・GH内で居宅介護利用の利用（共同生活援助 重度居宅）・体験型利用について・重度障害者支援加算（共同生活援助加算重度）・補足給付費の支給決定（家賃補助）	<ul style="list-style-type: none">・サテライト型住居は対象外・障害支援区分の認定手続きを要するものとする。※

※ 日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。

(2) 精神障害者地域移行特別加算

要件に該当する対象者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。

①対象者要件

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。

②支給決定方法

申請者からの申告に基づき決定を行う。

③支給決定期間

本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、支援を行う事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、支給期間の設定を行う。

④地域生活移行個別支援特別加算との適用関係

精神障害者地域移行特別加算は医療観察法に基づく指定入院医療機関を退院した精神障害者に対して行う必要な支援を行った際に算定される地域生活移行個別支援加算と評価の内容が重複するため、地域生活移行個別支援特別加算を算定する場合は精神障害者地域移行特別加算を算定することはでき

ない。

このため、どちらか一方の加算のみを利用者に確認の上、決定する。

⑤現在の支給決定者について

本加算は、利用者に対する支援のみを評価するものではなく、現に精神科病院に入院している者の受入れを評価するものであることから、平成30年4月以降に要件を満たした場合に、加算の対象となるため、現在の決定者については加算の対象とはならない。

(3) 強度行動障害者地域移行特別加算

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。

①対象者要件

下記のア及びイをいずれも満たす者

ア 指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内の者

イ 障害支援区分の認定調査の結果に基づき、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が別で厚生労働大臣の定める基準に基づき算出した合計点数が24点中10点以上の者

②支給決定方法

申請者からの申告に基づき決定を行う。

③支給期間

本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、支援を行う事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、支給期間の設定を行う。

④重度障害者支援加算との適用関係

強度行動障害者地域移行特別加算は、障害支援区分6の強度行動障害のある者等に対して必要な支援を行った場合に算定する重度障害者支援加算と評価の内容が重複するため、強度行動障害者地域移行特別加算を算定する場合は、重度障害者支援加算を算定することはできない。

このため、どちらか一方の加算のみを利用者に確認の上、決定する。

⑤現在の支給決定者について

本加算は、利用者に対する支援のみを評価するものではなく、現に障害者支援施設等に入所している者の受入れを評価するものであることから、平成30年4月以降に要件を満たした場合に、加算の対象となるため、現在の決定者については加算の対象とはならない。

6. 地域移行支援

国の事務処理要領が修正され、精神科病院への入院の期間や形態に関わらず、支援の対象であることが明確化された。

【国の事務処理要領の変更部分】

下記の文言が削除された

「なお、申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となるので留意すること。」

【変更の趣旨（国）】

国のQAにおいて、削除の趣旨は、上記の文言を根拠に、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず、支援の対象であることが明確化するために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではないとしている。

【今後の対象者の考え方（本市）】

対象者要件に変更はなし。

※従前の地域移行支援が必要な者の例

（該当しないケースについて、個別の必要性に基づき判断する）

（地域移行支援を必要性について）

- ・精神科病院との連携をしたうえで、より効果的な地域移行のために地域移行支援を利用する必要性があるかどうかを判断基準とする。
- ・必要性の判断にあたっては、サービス等利用計画案において、精神科病院との連携（役割分担）の内容および地域移行支援事業者の担当する業務が適切に記載されていることを確認する。

（地域移行支援を必要なケースの例）

- ・直近の入院期間が1年以上の者（長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる）
- ・直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となる。
- ・上記は例示のため、地域移行の必要性が計画案から確認できるものがあれば適切に決定する。

7. 計画相談支援（モニタリング実施標準期間）

※下線部分が、前回の説明より追加した部分。

（1）概要

サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

(2) 見直し後のモニタリング実施標準期間

	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
【新サービス】就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※1
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、障害者等包括支援	1年間	6月間	

※1 65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間

※2 すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

※3 見直し時期については、支給決定（変更）日または更新日から適用する。

支給決定（変更）日は決定日ベースで判断するが、更新日は有効期間の始期を基準に判断する。

このため、更新の場合には、有効期間の始期が4月1日以降かどうかで判断する。

支給決定期間が3年のケース（生活介護など）で、利用者負担のみ更新する場合には見直しの対象としない（次回サービス更新時に見直しをする）。

※4 複数のサービスの決定者については、モニタリング期間が短い方を優先的に適用する。

例 居宅介護と生活介護の決定者の場合

居宅介護の3か月モニタリングを適用する。

平成30年6月に更新する場合には、見直し時期前なので、6ヶ月毎となる。

(3) 支給決定

各見直し時期に応じ、モニタリング実施標準期間に基づき支給決定を行う。

(4) 平成30年4月更新者について

以下のサービスを平成30年4月1日から支給決定を行っている利用者（新規・更新共に）で、旧基準に基づき既に決定を行い、モニタリング期間を平成30年4月1日に遡って変更を行う必要がある。対象者については、後日区役所等から新たな受給者証を交付する。

【支給決定対象サービス】

○療養介護、施設入所支援、重度障害者等包括支援

8. 平成 30 年 4 月に遡って支給決定するもの（再掲）

下記の通りとする。

サービス種別	サービス内容・加算名	対応方法
生活介護	重度障害者支援加算	① 事業所から提出される「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に基づき平成 30 年 4 月から加算を算定予定の事業所を障害者支援課で確認し、当該事業所を利用している利用者の情報を区へ情報提供する ② 情報提供を受けた利用者の認定調査の情報を確認し、重度障害者支援加算の対象者である場合は、システムで修正入力を行い、受給者証を再発行（補記も可）する ③ 受給者証を利用者へ交付する
計画相談支援	モニタリング期間変更について	① 以下の対象者についてモニタリングの期間変更の処理を行う。 ② 新たな受給者証を利用者へ交付する。 【対象者】 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援の支給決定を平成 30 年 4 月 1 日から行っている方（新規・更新それぞれ）